

(第4回総合福祉部会)

「障がい者総合福祉法（仮称）の論点表（たたき台）」に対する追加・訂正・削除意見

(全日本ろうあ連盟)

○該当箇所（分野、項目、論点の番号）	○追加・訂正等の内容	○理由
A－4－1） A 法の理念・目的・範囲 4 法の守備範囲 －1）	○「コミュニケーション」を追加する。 「総合福祉法」の守備範囲をどう考えるか？福祉サービス以外の、医療、労働分野、 <u>コミュニケーション</u> 、また、障害児の分野との棲み分けと連携をどう考えるか？	推進会議・第一次意見書で「手話や要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択、コミュニケーションの手段の保障の重要性・必要性」が指摘されたことを受けて「コミュニケーション」も一つの分野として論議していく場合、総合福祉法の枠内、別の法体系で構築、それぞれについての論議が必要と考えるため。
C－1 C 支給決定 1 自己決定支援・相談支援	○項目追加 <u>5）相談支援において、聴覚障害者が直接コミュニケーションを図ることができる体制をどのように確保するか？</u>	地域生活支援における相談支援は、手話通訳者等を介して行われているが、手話通訳者等の確保が困難であるため、社会資源としての相談支援事業の利用ができてない。
D－1－3） D サービス体系 1 サービス体系のあり方について 3）	○単語・文章の追加 地域生活支援事業の <u>理念、意義と問題点</u> についてどう考えるか？ <u>地域生活支援事業は、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開と位置付けられているが、一方で「地域で生活する権利」を地域間格差なく全国一定の水準を確保する必要があることをどう考えるか？</u> 地域生活支援事業の仕組みになじむものと、	各地域での障害者の生活を支援する、という理念は必要であり、この理念が実現できる施策が必要。 障害者が住む地域において、同年齢の障害のない人と同様な水準の生活を保障する義務が市町村にあり、市町村ができないときは都道府県、都道府県ができないときは国にある、という考え方等、国、都道府県、市町村が果たすべき役割についても論議が必要である。

	なじまないものについてどう考えるか？	
D－１－４） D サービス体系 1 サービス体系のあり方について 4）	○全面訂正 現行のコミュニケーション支援事業についてどう考えるか。 「手話通訳設置事業」の実施率を向上させる仕組みをどう考えるか？ コミュニケーション支援事業とこれに係わる人材養成事業、及び盲ろう者通訳・介助員養成・派遣事業について、必須事業と任意事業との区分、都道府県と市町村の役割分担についてどう考えるか？ 推進会議・第一次意見書では、「手話や要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択、コミュニケーションの手段の保障の重要性・必要性」が指摘された。これらを踏まえて、「手話が言語であること」「手話の学習が保障されること」「手話の使用が保障されること」をベースに聴覚障害者の手話使用が幅広い場面で保障される今後のあり方をどう考えるか？	○コミュニケーション支援事業で挙げられた５事業のうち１事業のみ実施でよいため市町村の取り組みが消極的。 ○必須事業なのに未実施市町村が多い。 ○各市町村が実施内容を決めるため、人材の養成方法、登録方法、派遣方法等に地域格差が生じている。 ○市町村が実施主体であるため、居住市町村以外に移動時の対応の保障がない。 ○コミュニケーション支援事業が必須事業であるが、人材養成事業はその他事業として任意事業であるため、実施市町村（都道府県）が少ないか、実施規模が小さい。 ○市町村事業費の国や都道府県からの補助金が統合補助金であり、市町村が自主的な取り組みに積極的にならないしくみになっている。 ※「手話の言語としての公認」「聴覚障害者の情報保障」「聴覚障害者の福祉向上」「手話通訳者の雇用推進」「手話学習の保障」「手話ボランティアの養成」等の項目の体系的な整理が必要

D サービス体系 3 社会参加サービス 1)	「コミュニケーション保障」を追加する。 1) 障害者の社会参加の点から就労・修学に際しての介護やコミュニケーション保障、通勤・通学の介護が大きな課題との指摘があるが、総合福祉法のサービスでどこまでカバーすると考えるのか、その際、労働行政や教育行政との役割分担や財源をどう考えるか？	就労・修学時の必要に応じての手話通訳や要約筆記の利用を本人が望んでも従来から拒まれており、真の意味での就労・修学が保障されていない。
---	--	---